

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項において、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)に対し、自ら提供する介護サービスの質の評価(以下「自己評価」という。)を実施し、定期的に外部の者による評価(以下「外部評価」という。)を受ける手続き、内容等について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第16条 [略]</p> <p><u>(福祉サービスの第三者評価、介護サービス情報の公表制度及び運営推進会議との関係)</u></p> <p>第17条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」(平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号)で示した評価の実施方法に従い、<u>運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この要綱に定めるもののほか、自己評価及び外部評価の実施に必要な事項は、別に定める。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項において、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)に対し、自ら提供する介護サービスの質の評価(以下「自己評価」という。)を実施し、定期的に外部の者による評価(以下「外部評価」という。)を受ける手続き、内容等について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第16条 [略]</p> <p>(新設)</p> <p>(その他)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、自己評価及び外部評価の実施に必要な事項は、別に定める。</p> |

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後は、「宮崎県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱（平成17年2月28日施行）」及び「認知症高齢者グループホームの自己評価及び外部評価基準の改正について（平成17年3月17日）」を廃止する。（ただし、経過措置として、この要綱の施行前に、既に事業所が評価機関に対して書面証書を提出済みであって、平成19年4月30日までに評価機関による訪問調査を受ける場合は除く。）
- 3 この要綱の施行前までに社団法人宮崎県医師会及び社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会が実施した外部評価は、この要綱に基づく外部評価とみなす。
さらに、平成17年9月30日までに認知症（高齢者痴呆）介護研究・研修東京センターが実施した外部評価についても同様とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の外部評価の手続き中である場合は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の外部評価の手続き中である場合は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後は、「宮崎県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱（平成17年2月28日施行）」及び「認知症高齢者グループホームの自己評価及び外部評価基準の改正について（平成17年3月17日）」を廃止する。（ただし、経過措置として、この要綱の施行前に、既に事業所が評価機関に対して書面証書を提出済みであって、平成19年4月30日までに評価機関による訪問調査を受ける場合は除く。）
- 3 この要綱の施行前までに社団法人宮崎県医師会及び社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会が実施した外部評価は、この要綱に基づく外部評価とみなす。
さらに、平成17年9月30日までに認知症（高齢者痴呆）介護研究・研修東京センターが実施した外部評価についても同様とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の外部評価の手続き中である場合は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の外部評価の手続き中である場合は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の外部評価の手続き中である場合は、なお従前の例による。

(別紙1～別紙2)

[略]

(別紙3参考例)

[認知症対応型共同生活介護事業所]におけるサービスの質の評価に関する業務委託契約書(参考例)

[事業者名を記載](以下「甲」という。)と[外部評価を行う評価機関名を記載](以下「乙」という。)は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)[第97条第7項]に定める「指定認知症対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われるサービスの質の外部評価(以下「外部評価」という。)について、次のとおり委託契約を締結する。

第1条～第10条 [略]

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

(委託者) 甲 [事業所の名称、住所、代表者の名前]

(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前]

(別紙1～別紙2)

[略]

(別紙3参考例)

[認知症対応型共同生活介護事業所]におけるサービスの質の評価に関する業務委託契約書(参考例)

[事業者名を記載](以下「甲」という。)と[外部評価を行う評価機関名を記載](以下「乙」という。)は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)[第97条第7項]に定める「指定認知症対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われるサービスの質の外部評価(以下「外部評価」という。)について、次のとおり委託契約を締結する。

第1条～第10条 [略]

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(委託者) 甲 [事業所の名称、住所、代表者の名前 印]

(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]

(別紙4-1)

1 自己評価及び外部評価結果

作成日 年 月 日

[略]

(別紙4-2)

2 目標達成計画

事業所名

作成日 年 月 日

[略]

(別紙4-3～別紙5) [略]

(様式第1号)

地域密着型サービス外部評価実施回数適用申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿
(市町村経由)

申請者所在地
法人名
法人代表者 印

(別紙4-1)

1 自己評価及び外部評価結果

作成日 平成 年 月 日

[略]

(別紙4-2)

2 目標達成計画

事業所名

作成日 平成 年 月 日

[略]

(別紙4-3～別紙5) [略]

(様式第1号)

地域密着型サービス外部評価実施回数適用申請書

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿
(市町村経由)

申請者所在地
法人名
法人代表者 印

宮崎県地域密着型サービスの自己評価及び外部評価に関する実施要綱第3条第2項に規定する要件を下記のとおり全て満たしているので、外部評価の実施回数を2年に1回としたいので、申請します。

記

申請の対象とする事業所名 ()
 連絡先 担当者 () 電話番号 ()

| 要件 | 事業所申告欄 | 市町村確認欄 |
|---|---|--------|
| (1)過去に外部評価を継続して5年間 実施している。(過去5年間の状況を直近のものから記入する) | ① 年 月 日 ② 年 月 日 ③ 年 月 日 ④ 年 月 日 ⑤ 年 月 日 | |
| (2)別紙4-1「自己評価及び外部評価結果」及び別紙4-2「目標達成計画」を市町村に提出している。 | | |
| (3)運営推進会議を過去1年間におおむね2月に1回以上開催している。 | | |
| (4)運営推進会議に、市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず参加している。 | | |
| (5)別紙4-1「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2, 3, 4及び6の実施状況(外部評価)が適切である。 | | |

宮崎県地域密着型サービスの自己評価及び外部評価に関する実施要綱第3条第2項に規定する要件を下記のとおり全て満たしているので、外部評価の実施回数を2年に1回としたいので、申請します。

記

申請の対象とする事業所名 ()
 連絡先 担当者 () 電話番号 ()

| 要件 | 事業所申告欄 | 市町村確認欄 |
|---|---|--------|
| (1)過去に外部評価を継続して5年間 実施している。(過去5年間の状況を直近のものから記入する) | ① 年 月 日 ② 年 月 日 ③ 年 月 日 ④ 年 月 日 ⑤ 年 月 日 | |
| (2)別紙4-1「自己評価及び外部評価結果」及び別紙4-2「目標達成計画」を市町村に提出している。 | | |
| (3)運営推進会議を過去1年間におおむね2月に1回以上開催している。 | | |
| (4)運営推進会議に、市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず参加している。 | | |
| (5)別紙4-1「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2, 3, 4及び6の実施状況(外部評価)が適切である。 | | |

| | |
|---|---|
| <p>(注1) 事業所は、要件(1)の事業所申告欄に外部評価実施日(確定日)を記入し、要件(2)～(5)を満たしている場合は、○印を記入した上で、事業所の存する市町村へ提出してください。</p> <p>(注2) 事業所は、運営推進会議の開催日及び出席者が確認できる書類を添付してください。</p> <p>(注3) 市町村は、確認欄の要件を満たす項目に○印を記入し、県へ送付してください。</p> <p>(注4) 市町村確認欄の項目が全て○の場合に規定が適用されます。</p> | <p>(注1) 事業所は、要件(1)の事業所申告欄に外部評価実施日(確定日)を記入し、要件(2)～(5)を満たしている場合は、○印を記入した上で、事業所の存する市町村へ提出してください。</p> <p>(注2) 事業所は、運営推進会議の開催日及び出席者が確認できる書類を添付してください。</p> <p>(注3) 市町村は、確認欄の要件を満たす項目に○印を記入し、県へ送付してください。</p> <p>(注4) 市町村確認欄の項目が全て○の場合に規定が適用されます。</p> |
|---|---|